

第96号議案

会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和2年11月26日

品川区長 濱 野 健

会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

第1条 会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する条例（令和元年品川区条例第18号）の一部を次のように改正する。

第16条第2項中「に支給する場合には100分の115、12月に支給する場合には100分の120」を「および12月に支給する場合には100分の115」に改める。

第2条 会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第16条第2項中「および12月に支給する場合には100分の115」を「に支給する場合には100分の112.5、12月に支給する場合には100分の117.5」に改める。

付 則

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和3年4月1日から施行する。

（説明） 会計年度任用職員の期末手当に係る支給月数を改める必要がある。